

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第15期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 ngi group株式会社

【英訳名】 ngi group, inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 金子 陽三

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山一丁目26番1号

【電話番号】 03(6821)0000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 丹澤 みゆき

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山一丁目26番1号

【電話番号】 03(6821)0000(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 丹澤 みゆき

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第3四半期 連結累計期間	第15期 第3四半期 連結累計期間	第14期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	4,099,447	3,876,050	5,418,585
経常利益 (千円)	173,306	353,501	270,386
四半期(当期)純利益 (千円)	133,377	350,081	181,910
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△316,188	273,031	△495,611
純資産額 (千円)	5,508,512	5,585,573	5,336,833
総資産額 (千円)	7,002,420	6,674,501	6,519,423
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	10.69	26.40	14.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	10.67	26.40	14.33
自己資本比率 (%)	72.6	76.8	75.6

回次	第14期 第3四半期 連結会計期間	第15期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1.22	3.44

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第14期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。
4. 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、第14期第3四半期連結累計期間及び第14期連結会計年度の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表について遡及適用しております。

当第3四半期連結会計期間において株式分割を行いましたが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりあります。

(インターネット関連事業)

新規取得：イーファクターマーケティング（株）

(インベストメント&インキュベーション事業)

新規設立：ngi growth capital（株）

この結果、平成23年12月31日現在では、当社グループは、当社、連結子会社6社及び持分法適用関連会社4社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループが事業展開を行うインターネット関連市場において、(株)野村総合研究所の発表によりますと、平成22年度の国内のインターネットビジネス市場は約12兆円まで拡大しており、平成23年度には約13兆円、平成27年度には約18兆円に達するものと見込まれております。また、(株)矢野経済研究所によりますと、国内市場におけるスマートフォンの出荷台数は、平成22年度には850万台であり、また平成23年度には2,131万台に達すると予測しております。さらに、平成23年度の国内移動体通信端末出荷台数の過半数がスマートフォンとなるとの予測をしており、既存のフィーチャーフォン（従来型携帯電話）からのシフトが急速に進んでいくものと見込まれております。

今後のインターネットビジネスは、急速に普及するスマートフォンを基盤とした関連サービスの拡大が期待されており、こうした環境のもと、当社グループにおきましては、下記サービスを次々とリリースしており、既存事業に加え、新規サービスの収益貢献が始まっております。

- スマートフォン向け新広告プラットフォーム「AdStir（アドステア）」サービス開始及びスマートフォンweb媒体へのサービス拡大
- スマートフォン向けアドネットワーク「AD-STA for smartphone」のサービス開始、リマーケティング等の機能追加及び「metaps（メタップス）」との業務提携
- スマートフォンの広告効果測定に対応したインターネット広告配信の統合管理システム「ngi Ad Platform」
- PC/スマートフォン対応を見据えたSEO事業強化のための事業買収及びマルチデバイス対応SEOツール「RISEO（リセオ）」のスマートフォン&PC版
- Androidユーザ向けポイント獲得アプリ「SMILE（スマイル）」のサービス開始

（参考）

- ・「AdStir（アドステア）」<<http://ad-stir.com/>>とは、アプリ開発者／Webメディア運営者（サプライサイド）の収益を最大化する機能を持つスマートフォン特化型広告プラットフォームサービスです。
- ・「AD-STA（アドスタ）」<<https://admin.adsta.jp/>>とは、クリック率やコンバージョン率、費用対効果などの広告実績に基づき、モバイルメディアとモバイル広告の組み合わせを最適化する機能を持つ学習するアドネットワークサービスです。

- ・「metaps（メタップス）」<<https://www.metaps.net/>>とは、Metaps Pte. Ltd. が運営するスマートフォンアプリを収益化したい開発者のためのマネタイズ支援プラットフォームです。
- ・「ngi Ad Platform」<<https://adplatform.jp/>>とは、ネット広告の広告効果を一括で測定し、かつ広告効果を向上させるための広告主様向けのツールです。
- ・「RISE0（リセオ）」<<http://seo.ngigroup.com/>>とは、コンバージョン数、アクセス数を増加させるSEOツールです。
- ・「SMILE（スマイル）」<<https://market.android.com/details?id=com.ngigroup.smile>>とは、同アプリ中に掲載されているアプリをインストールすることにより、換金等が可能なポイントが付与され、貯まったポイントは現金等に交換することができるAndroid専用アプリです。

また、当社は営業利益率を重視し、自社商材の販売を強化しており、利益率が低く売上高の高い商材より、利益率が高く売上高の低い商材を積極的に販売しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の連結売上高は3,876百万円（前年同四半期比5.4%減）となり、連結営業利益は368百万円（前年同四半期比62.9%増）、連結経常利益は353百万円（前年同四半期比104.0%増）、連結四半期純利益は350百万円（前年同四半期比162.5%増）となりました。

当第3四半期連結累計期間の各セグメントの概況は、以下のとおりであります。

（インターネット関連事業）

インターネット関連事業は、インターネット広告事業、マーケティング支援事業及びコンシューマー向け事業を展開しております。

当第3四半期連結累計期間においては、上述したとおりスマートフォン向けサービスの充実を図ると共に、当社のモバイル広告事業及び子会社である（株）アルトビジョン、Fringe81（株）の事業も順調に推移し、安定的な収益を計上しております。

自社広告商材比率を高める戦略によりセグメント売上高は減少したものの、営業利益率の向上と販管費削減効果が寄与し、当第3四半期連結累計期間におけるインターネット関連事業は売上高3,169百万円（前年同四半期比3.9%減）となり、セグメント利益（営業利益）は243百万円（前年同四半期比69.3%増）となりました。

（インベストメント&インキュベーション事業）

インベストメント&インキュベーション事業は、主にシード／アーリーステージを中心としたベンチャー企業への投資や、ソーシャルワイヤー（株）によるプレスリリース配信代行、レンタルオフィス運営、経営管理コンサルティング等のインキュベーションサービスを提供しております。

なお、ソーシャルワイヤー（株）は、未来予想（株）が2012年1月1日付で社名変更したものであります。

当事業におきましては、当社が運営する投資事業組合の投資先株式譲渡による収益が計上されたこと及び子会社であるソーシャルワイヤー（株）が提供する広報支援・プレスリリース配信サービスの「@Press」及びレンタルオフィス事業が順調に推移する一方、営業投資有価証券の売却を抑制したことにより、当第3四半期連結累計期間におけるインベストメント&インキュベーション事業は売上高706百万円（前年同四半期比8.0%減）、セグメント利益（営業利益）301百万円（前年同四半期比31.5%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比べ155百万円増加し、6,674百万円となりました。これは主に回収サイトが翌月末に該当しないクライアントから大量受注を獲得できることにより売掛金が249百万円増加したこと、イーファクターマーケティングを子会社化したことによりのれんが77百万円増加したこと及び営業投資有価証券の時価評価の影響により177百万円減少したことによります。

負債合計は、前連結会計年度末と比べ93百万円減少し、1,088百万円となりました。これは主に繰延税金負債が152百万円減少したこと及び買掛金が34百万円増加したことによります。

純資産合計は前連結会計年度末と比べ248百万円増加し、5,585百万円となりました。これは主に四半期純利益350百万円を計上したこと及びその他有価証券評価差額金が96百万円減少したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

平成19年7月13日開催の取締役会において、当社グループとして株主の皆様共同の利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し、株主の皆様にその買収防衛の可否を判断いただくため、当社の株式の大規模買付行為に関するルールを定め、その有効期限を翌年の定時株主総会終結までとしております。本ルールにつきましてはその後も定時株主総会終了後の取締役会において継続を決議しており、本年においても平成23年6月23日開催の取締役会において、本ルールの継続を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

① 本ルールの目的

大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項であると考えますが、そのためには買収提案に関する十分な情報やそれを評価するために相応の時間が株主の皆様に提供されて然るべきであると考えます。

そのためにも、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価および取得後の経営計画が妥当かどうかを株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社グループが営む事業の背景を踏まえた上で、今後の経営方針、事業計画などの当社グループの将来の企業価値を形成すべき方針や施策について適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、大規模買付行為によって株主の皆様が不測の不利益を被ることを防止し、場合によつては諮問委員会が株主の皆様の利益のために買収提案の改善を大規模買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要だと考えます。

また、平成23年12月31日現在、当社役職員等により発行済株式総数の14%以上が保有されておりますが、当社は公開会社であり、株主の意思に基づく自由な売買が可能であることから、当社役職員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって上記比率が低下する可能性があります。また、当社グループは今後、高い経済成長が見込まれる地域やインターネット以外の成長産業にも投資対象を広げるなど、あらゆるビジネス領域への進出も中期的な経営戦略としており、その過程において新株式の発行等、資本市場から資金調達を行った場合には各株主の持株比率は希釈化される可能性もあり、現在の株主構成が大幅に変動する可能性があります。

これらの事由を考慮すると、当社グループの企業価値または株主共同の利益を侵害するような大規模買付行為が行われる可能性も決して否定できない状況にあります。このため、当社ではこのような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為を行うに際してのルールを設定いたします。

② 本ルールの内容

- (イ) 大規模買付者は大規模買付行為を行う前に必ず当社取締役会宛に以下の内容を含んだ意向表明書とともに大規模買付者の商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して郵送にて提出するものとします。
 - (甲) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
 - (乙) 大規模買付者が既に保有する当社株券等の数
 - (丙) 大規模買付者が今後取得を予定する当社株券等の数
 - (丁) 本ルールに従う旨の誓約
- (ロ) 当社は大規模買付者からの意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付行為に対して株主の皆様及び諮問委員会が判断を行うに十分な以下の内容を含んだ情報のリスト（以下「情報リスト」という）を大規模買付者に交付します。
 - (甲) 大規模買付者の概要（大規模買付者の事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験を含みます。）
 - (乙) 大規模買付行為の目的及び内容
 - (丙) 当社株式の取得対価及びその算定根拠

(丁) 買付資金の存在を根拠づける資料

(戊) 当社の経営に参画後5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

(己) その他、当該大規模買付行為を判断するのに必要な情報

大規模買付者は当社から情報リストを受領後、速やかに情報リストに従って諮問委員会に対して情報を提供するものとし、当初に大規模買付者から提供された情報では情報リストが求める内容に不十分であると当社諮問委員会が判断した場合には、大規模買付行為に対する判断を行うに十分な情報が揃うまで大規模買付者に対して情報提供を求めることができます。なお、本ルールに則った大規模買付者が現れた事実及び諮問委員会に提供された大規模買付行為に関する情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、諮問委員会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(ハ) 濟問委員会は、情報リストに基づく大規模買付行為に関する情報のすべてを受領したと判断された時点で、その旨を大規模買付者に通知いたします。当該通知をした日の翌日から60日（買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式の買付の場合）又は90日（その他の場合）以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のために必要な期間（以下、「濟問委員会検討期間」という）として確保できてしかるべきものと考えます。濟問委員会は濟問委員会検討期間内に独立の外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、大規模買付行為に対する濟問委員会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。なお、当社の本ルールを鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は（ハ）における濟問委員会としての意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始するものとします。

③ ルール

(イ) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守したうえで大規模買付行為を実施する場合に、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法且つ相当な対応をとることがありますが、④に定める対抗措置をとりません。

ただし、たとえ当社が設定した本ルールを遵守した大規模買付行為であった場合でも、当該大規模買付行為が以下にあげるような企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に反する行為であると諮問委員会が判断した場合には、企業価値・株主共同の利益を確保するために④に定める対抗措置をとる場合があります。

- (甲) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、大規模買付行為を行い、その株式について当社及び当社関係者に対して高値買取りを要求する行為
- (乙) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- (丙) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (丁) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (戊) 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為
- (ロ) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守しない場合には、諮問委員会は企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、④に定める対抗措置をとることとします。

④ 対抗措置

本ルールにおける対抗措置としては、法令及び当社定款上許容されるその他の手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の当社株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭におき、その緊急対応性、効果及びコスト等を総合的に勘案した上で、諮問委員会の協議によって決定され、その対抗措置が新株式や新株予約権の発行などによる当社の議決権の数に変動を生じさせる可能性のある方法の場合にはそのすべてを株主総会に諮り、株主の皆様のご判断をいただく他、その他の対抗措置をとる場合においても必要に応じて株主の皆様にご判断をいただく場合があります。

⑤ 株主の皆様および投資家の皆様に与える影響

(イ) 本ルールが株主の皆様および投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、当社株主の皆様に対して、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくために必要かつ十分な情報や諮問委員会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が諮問委員会からの代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。

また、本ルールに従って大規模買付行為が行われるにもかかわらず、当社が対抗措置を発動するのは、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると合理的に判断される場合に限られます。従いまして、本方針の導入は当社株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、③において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なり得ますので、当社株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださいますようお願ひいたします。

(ロ) 対抗措置発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

当社の社外取締役の協議の結果、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、法令及び当社定款上許容される対抗措置を発動する場合については、当社の株主総会において株主の皆様にご判断いただく場合か否かにかかわらず当社株主の皆様（本ルールに違反した大規模買付者及び③（イ）において当社の企業価値・株主共同の利益の確保に反する大規模買付行為であると当社の社外取締役および社外監査役が判断した大規模買付者を除きます）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。諮問委員会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時かつ適切な開示を行います。

⑥ 本ルールの見直し及び有効期間

本ルールは関係法令の整備等を踏まえ、当社取締役会において隨時見直しを行い、また、当社取締役会または株主総会の決議により、何時でも廃止することができるものとします。

また、本ルールの有効期間は平成23年6月下旬開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において選任される取締役によって構成される取締役会において再度設定の検討がなされることとします。

（4）研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は22百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	44,354,400
計	44,354,400

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,261,000	13,261,000	東京証券取引所 (マザーズ)	平成23年10月1日より単元株制度を採用しており、1単元の株式数は100株であります。
計	13,261,000	13,261,000	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年2月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- 当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第10回新株予約権（平成23年11月24日の取締役会決議及び平成23年11月24日の報酬委員会決議）

決議年月日	平成23年11月24日
新株予約権の数（個）	1,650
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数（株）	165,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	202
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月1日 至 平成30年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 202 資本組入額 101
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権は、平成25年3月期乃至平成27年3月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結財務諸表（連結財務諸表を作成していない場合、財務諸表）におけるインターネット関連事業のセグメント営業利益が下記(i)乃至(iii)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべきセグメント営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 (i) 5億円を超過した場合、3分の1まで (ii) 10億円を超過した場合、3分の2まで (iii) 20億円を超過した場合、全ての本新株予約権 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本株式予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本株式予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

2. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \frac{\text{調整前1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \frac{\text{調整前1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（イ）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

（ロ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

（ハ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

（二）募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

（ホ）新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

（ヘ）新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

（ト）会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

下記に準じて決定します。

（1）会社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

（2）本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、会社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

（3）会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日 (注)	13,128,390	13,261,000	—	1,840,519	—	61,350

(注) 平成23年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、所有株式数を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,261,000	132,610	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	13,261,000	—	—
総株主の議決権	—	132,610	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。なお、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

2 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

① 新任役員

該当事項はありません。

② 退任役員

該当事項はありません。

③ 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	報酬委員	取締役	指名委員長 報酬委員 監査委員	前 刀 穎 明	平成23年8月4日
取締役	指名委員長 報酬委員長 監査委員	取締役	指名委員 報酬委員長	北 城 格太郎	平成23年8月4日

(2) 執行役の状況

① 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)	就任年月日
代表執行役	会長	前 刀 穎 明	昭和33年8月5日生	昭和58年4月 平成元年1月 平成3年5月 平成9年1月 平成11年9月 平成16年4月 平成16年10月 平成18年12月 平成19年8月	ソニー株式会社入社 ペイン・アンド・カンパニー入社 ウォルト・ディズニー・ジャパン入社 AOLジャパン入社 株式会社ライブドア代表取締役社長兼CEO 米国Apple Computer, Inc. 入社 アップルコンピュータ株式会社代表取締役 当社取締役（現任） 株式会社リアルディア代表取締役（現任）	(注)	—	平成23年8月4日

(注) 第15期事業年度に関する定時株主総会終結の時まで。

② 退任役員

該当事項はありません。

③ 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	3,231,780	3,279,320
受取手形及び売掛金	631,848	893,193
有価証券	500,000	500,000
営業投資有価証券	1,319,921	1,142,576
たな卸資産	9,084	589
その他	173,454	124,696
貸倒引当金	△9,720	△3,733
流动資産合計	5,856,368	5,936,643
固定資産		
有形固定資産	62,876	58,161
無形固定資産		
のれん	16,113	94,078
その他	228,707	254,146
無形固定資産合計	244,821	348,224
投資その他の資産		
投資有価証券	53,508	12,398
関係会社株式	121,198	145,122
その他	203,457	198,153
貸倒引当金	△22,807	△24,201
投資その他の資産合計	355,357	331,472
固定資産合計	663,055	737,858
資産合計	6,519,423	6,674,501
負債の部		
流动負債		
買掛金	240,210	275,119
短期借入金	50,000	35,006
1年内返済予定の長期借入金	30,024	31,740
未払法人税等	40,701	42,320
繰延税金負債	431,742	278,904
その他	289,081	320,527
流动負債合計	1,081,760	983,619
固定負債		
长期借入金	99,364	104,786
その他	1,465	523
固定負債合計	100,829	105,309
負債合計	1,182,590	1,088,928

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,840,519	1,840,519
資本剰余金	1,414,450	1,414,450
利益剰余金	1,036,036	1,347,661
株主資本合計	4,291,006	4,602,630
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	371,379	275,299
繰延ヘッジ損益	267,108	248,116
その他の包括利益累計額合計	638,487	523,416
新株予約権	82,313	87,053
少数株主持分	325,026	372,473
純資産合計	5,336,833	5,585,573
負債純資産合計	6,519,423	6,674,501

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	4,099,447	3,876,050
売上原価	2,733,642	2,510,128
売上総利益	1,365,805	1,365,921
販売費及び一般管理費	1,139,531	997,271
営業利益	226,274	368,650
営業外収益		
受取利息	4,647	4,157
受取配当金	568	1,348
保険解約返戻金	5,960	—
解約手数料	17,980	—
預託金返還益	—	5,291
その他	4,500	8,342
営業外収益合計	33,657	19,140
営業外費用		
支払利息	5,818	2,723
持分法による投資損失	59,849	9,507
為替差損	19,162	17,811
その他	1,794	4,247
営業外費用合計	86,625	34,289
経常利益	173,306	353,501
特別利益		
負のれん発生益	58,499	—
投資有価証券売却益	3,726	90,768
関係会社株式売却益	95,771	—
持分変動利益	31,315	—
事業譲渡益	2,139	—
ポイント引当金戻入額	9,074	—
特別利益合計	200,527	90,768
特別損失		
固定資産除却損	1,020	279
減損損失	74,017	1,791
のれん評価損	115,178	—
解約違約金	14,659	—
持分変動損失	—	2,903
特別損失合計	204,875	4,974
税金等調整前四半期純利益	168,957	439,295
法人税、住民税及び事業税	45,964	52,703
法人税等調整額	21,632	△1,511
法人税等合計	67,597	51,192
少数株主損益調整前四半期純利益	101,360	388,102
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△32,016	38,021
四半期純利益	133,377	350,081

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	101,360	388,102
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△465,982	△96,079
繰延ヘッジ損益	48,433	△18,991
その他の包括利益合計	△417,549	△115,070
四半期包括利益	△316,188	273,031
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△284,172	235,010
少数株主に係る四半期包括利益	△32,016	38,021

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	
1 第1四半期連結会計期間より、新たに取得した100%子会社であるイーファクターマーケティング株式会社を連結の範囲に含めております。	
2 第2四半期連結会計期間より、新たに設立したngi growth capital株式会社を連結の範囲に含めております。	
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	
該当事項はありません。	

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
(会計方針の変更)	
第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。	
当第3四半期連結会計期間において株式分割を行いましたが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。	
なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	
(法人税率等の変更による影響)	
平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。	
これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りであります。	
平成24年3月31日まで 40.7%	
平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0%	
平成27年4月1日以降 35.6%	
この税率の変更により繰延税金負債が40,610千円減少し、その他有価証券評価差額金が21,142千円及び繰延ヘッジ損益が19,468千円増加しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	91,021千円	67,965千円
のれんの償却額	18,178千円	21,503千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月22日 取締役会	普通株式	8,678	70	平成22年3月31日	平成22年6月10日	利益剰余金
平成22年9月24日 取締役会	普通株式	13,720	110	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	14,587	110	平成23年3月31日	平成23年6月2日	利益剰余金
平成23年9月22日 取締役会	普通株式	23,869	180	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	インターネット関連事業	インベスト メント&イ ンキュベ ーション事業	その他事業	計			
売上高 外部顧客への 売上高 セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3,299,753	767,507	32,186	4,099,447	4,099,447	—	4,099,447
計	3,299,753	767,507	32,186	4,099,447	4,099,447	—	4,099,447
セグメント利益 又は損失(△)	143,933	440,304	△182,611	401,626	401,626	△175,352	226,274

(注) 1. セグメント利益の調整額△175,352千円は、全額各報告セグメントに分配していない全社費用であり、その主なものは、親会社本社の管理部門等に係る費用であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「インターネット関連事業」セグメントにおいて、運転停止の意思決定及び収益性が低下し投資額の回収が困難と見込まれるソフトウェア並びに今後稼働する見込みがないソフトウェアについて帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として特別損失へ計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては68,968千円となり、その内訳はソフトウェア68,968千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

個別にて関係会社株式評価損を計上したことに伴い、連結にて当該子会社に係るのれんの未償却残高を一括償却し、特別損失に計上したことにより、「インターネット関連事業」セグメントにおいてのれんの金額が減少しております。

なお、当該事象によるのれんの減少額は、当第3四半期連結累計期間においては115,178千円であります。

(重要な負ののれん発生益)

当社は、連結子会社であった㈱フラクタリストについて、平成22年12月29日付で、当社を存続会社とし、当社の特定子会社である㈱フラクタリストを消滅会社とする吸収合併を行ったことに伴い、「インターネット関連事業」セグメントにおいて負ののれんが発生しております。

なお、当該事象による負ののれん発生益は、当第3四半期連結累計期間においては58,499千円であります。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	インターネット 関連事業	インベストメン ト&インキュベ ーション事業	計			
売上高 外部顧客への 売上高 セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3,169,986	706,063	3,876,050	3,876,050	—	3,876,050
計	3,169,986	706,063	3,876,050	3,876,050	—	3,876,050
セグメント利益	243,677	301,585	545,263	545,263	△176,613	368,650

- (注) 1. セグメント利益の調整額△176,613千円は、全額各報告セグメントに分配していない全社費用であ
り、その主なものは、親会社本社の管理部門等に係る費用であります。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「その他事業」セグメントを構成しておりました3Di (株) が前連結会計年度末において連結範囲か
ら除外されたため、第1四半期連結会計期間から、「その他事業」セグメントを報告セグメントとし
て記載する事業セグメントから除外しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「インターネット関連事業」セグメントにおいて、収益性が低下し投資額の回収が困難と見込まれ
るソフトウェアについて帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として特別損失へ計上してお
ります。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において1,791千円であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	10円69銭	26円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益（千円）	133,377	350,081
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益（千円）	133,377	350,081
普通株式の期中平均株式数（株）	12,473,721	13,261,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	10円67銭	26円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（株）	26,037	739
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当社は、平成23年10月1日付で普通株式1株に付き100株の割合をもって株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、当第3四半期連結会計期間に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

また、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第3四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、以下のとおりです。

1株当たり四半期純利益金額 1,069円27銭

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,066円62銭

(重要な後発事象)

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び資本業務提携について)

当社は、平成24年2月14日開催の取締役会において、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）との間で資本・業務提携契約書（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること、及び公開買付者による当社が発行する普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、本公開買付けは、当社を公開買付者の子会社とすることを目的として実施されるものであり、当該意見の表明に係る当社の取締役会決議は、当社が本公開買付け及び本資本業務提携契約の締結を経て、公開買付者により子会社化される予定であること、並びに当社普通株式の上場廃止を企図するのもではなく、当社普通株式の上場を維持する予定であることを前提としております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

ngi group株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 西垣芽衣 

業務執行社員 公認会計士 入澤雄太 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「注記事項（重要な後発事象）」に記載されているとおり、会社は平成24年2月14日開催の取締役会において、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社との資本・業務提携契約の締結、及び同社による会社の普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明し、株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。